



事 務 連 絡
平成 2 6 年 7 月 2 2 日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課

「脱法ドラッグ」に代わる新呼称名について

いわゆる「脱法ドラッグ」※の乱用者が犯罪を犯したり、重大な交通死亡事故を引き起こしたりする事案が後を絶たず、社会問題となっており、いわゆる「脱法ドラッグ」を使用しても罰せられないとの認識から安易に使用されている状況です。

このため、厚生労働省は、警察庁とともに、これらが危険な薬物であるという内容にふさわしい、いわゆる「脱法ドラッグ」に代わる呼称名を募集しておりましたが、今般、警察庁と協議の上、新呼称名が選定されましたので、お知らせします。

つきましては、今後、薬物乱用防止活動等を実施していく際には、新呼称名を使用していただくとともに、管下の関係機関にも新呼称名の使用等について、周知方よろしくお願いいたします。

なお、新呼称名の選定により、これまでのいわゆる「脱法ドラッグ」についての内容が変わるものではありません。

記

- 1 新呼称名
危険ドラッグ
- 2 意見募集期間
平成26年7月5日（土）から7月18日（金）までの間

3 応募状況

	電子メール	郵送（はがき）	計
応募数	7,437	535	7,972
応募作品数	18,733	1,154	19,887

※ 「脱法ドラッグ」とは、規制薬物（覚醒剤、大麻、麻薬、向精神薬、あへん及びけしがらをいう。）又は指定薬物（薬事法第2条第14項に規定する指定薬物をいう。）に化学構造を似せて作られ、これらと同様の薬理作用を有する物品をいい、規制薬物及び指定薬物を含有しない物品であることを標榜しながら規制薬物又は指定薬物を含有する物品を含みます。

